

喜入旧麓地区景観計画



施行日：平成30年3月1日

目次



航空写真（地区の南側上空より桜島を望む）

序章 景観形成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・P2～6

- 第1節 喜入旧麓地区景観計画の位置づけ
- 第2節 景観形成の考え方
 - 1.喜入旧麓地区の概要
 - 2.喜入旧麓地区の景観特性
 - 3.喜入旧麓地区景観計画策定の基本的な考え方

第1章 景観計画の区域・・・・・・・・・・・・・・・・P7

第2章 良好な景観の形成に関する方針・・・・・・・・P7～9

- 第1節 景観形成の目標
- 第2節 景観形成の基本方針
- 第3節 眺望地点の設置
 - 1.眺望地点等の位置と概要及び眺望確保範囲
 - 2.眺望地点における景観形成の考え方

第3章 良好な景観形成のための行為の制限・P10～15

- 第1節 建築物の建築等、工作物の建設等
 - 1.届出対象
 - 2.景観形成基準
- 第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更
 - 1.届出対象
 - 2.景観形成基準
- 第3節 屋外での土石等の堆積
 - 1.届出対象
 - 2.景観形成基準
- 第4節 木竹の伐採・植栽
 - 1.届出対象
 - 2.景観形成基準

第4章 景観重要建造物・ 景観重要樹木の指定方針・・・・・・・・P16～17

- 第1節 景観重要建造物
- 第2節 景観重要樹木

第5章 屋外広告物の制限・・・・・・・・・・・・・・・・P18

- 1.屋外広告物条例に基づく景観形成
- 2.屋外広告物行政の基本方針

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項、 占用許可等の基準・・・・・・・・P19～23

- 1.景観重要公共施設の指定
- 2.景観重要公共施設の整備に関する事項
- 3.景観重要公共施設における占用等の許可の基準

参考資料 色の「ものさし」～マンセル表色系～・P24 喜入旧麓地区景観計画における 色彩基準・・・・・・・・P25～26

景観形成の考え方

第1節 喜入旧麓地区景観計画の位置づけ

喜入旧麓地区景観計画は、平成20年6月に施行した鹿児島市景観計画を上位計画としながら、喜入旧麓地区の歴史・自然がもたらす美しい景観の保全と、更なる良好な景観の形成に向けた目標や方向性、ルール等について定めたものです。

本計画は景観法第8条に規定する景観計画で、喜入旧麓地区においては、本計画に基づき良好な景観づくりを進めていきます。

なお、本計画に定める区域は、鹿児島市景観条例第6条第1項に規定する景観形成重点地区とし、同条第2項の規定に基づき鹿児島市景観計画の区域から除きます。

第2節 景観形成の考え方

1. 喜入旧麓地区の概要

喜入旧麓地区は、鹿児島市役所から南に直線距離で約26.4km離れ、地区を南北に通る市道宮坂一倉線を中心に、中世の山城であった給黎城跡と八幡川の間に位置しています。

“旧麓”という名称は、12世紀から16世紀までの間、地区の西丘陵に築かれた給黎城の“麓”として家臣団の屋敷地が形成され、承応2年（1653年）現在の喜入小学校付近に領主肝付氏の居館が移転し、“新たな麓”が設けられたことから、旧来の麓を“旧麓”と称するようになったものとみられます。

この地区の歴史を垣間見ると、地区周辺の高台で、縄文時代の土器や石器が採集されることから、少なくとも縄文時代からこの周辺に人が暮らしていたことがわかります。

平安時代の終わり頃の1180年代には、伊作有達がこの地区に居を構え、姓を給黎と名乗ったと伝えられています。

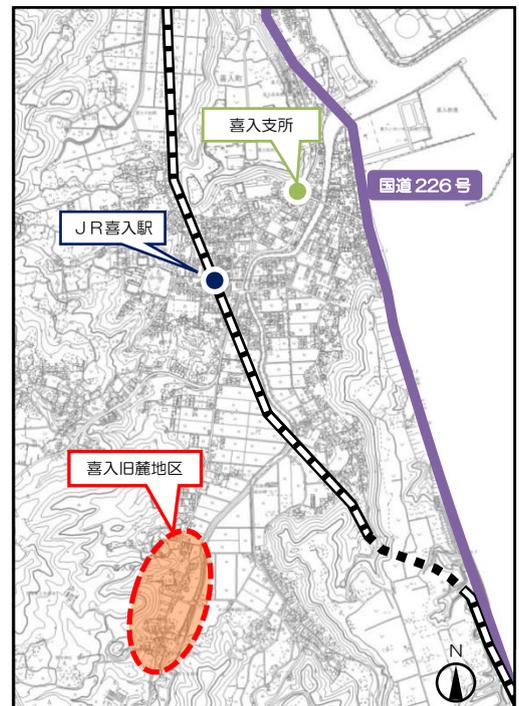
室町時代の応永18年（1411年）伊集院頼久の所領となったものの、同21年（1414年）島津久豊が肥後国球磨の城主相良氏の援軍を得て頼久を攻め、戦勝し、これを祝して「給黎」を「喜入」に改めたとされています。その後、蒲生氏、喜入氏、肝付氏が領主となり、承応2年（1653年）に肝付兼屋が居館を琵琶山麓に移すまでの、400年以上もの間、政治の中心的な役割を果たしてきた地区であると考えられます。

地区の南には、文禄4年（1595年）から270年あまりにわたり喜入を治めた一族である肝付家12代のうち、2代から12代までの領主をはじめとする一族の墓があるほか、菩提寺であった玉繁寺代々の住職の墓も見ることができます。（なお、幕末に活躍した小松帯刀清廉は喜入肝付家11代領主兼善の子息になります。）

地区の中心には、湧水を利用した水路が道路沿いにあり、往時の面影を残す門柱や生垣、石塀が連なっているなど、歴史的な雰囲気を感じることができます。さらに八幡川には伝承の残る香梅ヶ淵があり、周囲の田園風景や給黎城跡などの豊かな自然と一体となった景観を望むことができます。

当地区の旧麓自治会では、集落の子供たちが参加する南方神社六月灯や有志の皆さんで行われる干支作りなど、伝統的な文化を継承しつつ、新たな試みにも積極的に取り組んでおり、新旧の文化が共存している地域でもあります。

日本の原風景を思わせる自然と調和したまちなみの中には、27km以上も離れた桜島を望める場所が地区内にあり、中世の山城と麓の関係を残した歴史的な雰囲気を感じることができる景観となっています。



地区の主な歴史と時代背景

時代	西暦(元号)	喜入旧麓関係	西暦	主な鹿児島・日本関係
縄文		(給黎城跡や玉繁寺跡周辺で土器や石器が採集される)		
弥生				
古墳				
飛鳥		薩摩国13郡のひとつとして給黎郡創設	702	薩摩国成立
奈良				
平安	1180	(「延喜式」に「給黎郡」がみえる) このころ伊作郡司伊作良道の子、有道が給黎を領し、姓を給黎とする	927 1185	「延喜式」完成 平氏が壇ノ浦で滅びる
鎌倉			1192 1197	源頼朝が征夷大將軍となる 島津忠久が薩摩国の守護となる
室町	1411(応永18)	伊集院頼久、給黎院を支配する	1338	足利尊氏が征夷大將軍となる
	1414(応永21)	島津久豊、給黎城を攻め伊集院頼久を追放する (給黎を喜入と改める)	1398	このころ金閼、完成(足利義満)
	1459(長祿3)	島津忠国、蒲生宜清を給黎郡領主に補任	1417	伊集院頼久、島津久豊に帰順
	1473(文明5)	蒲生宜清、諏訪上下大明神(現:南方神社)を建立	1467	応仁の乱はじまる (島津領国内で争い絶えず)
	1495(明応4)	島津忠昌、祖父忠国の子忠弘を喜入領主とする (喜入氏初代)	1543	鉄砲伝来
	1526(大永6)	喜入忠譽、喜入氏の菩提寺として 長禅寺(長善寺)を開基する	1549	ザビエルが鹿児島に来て、 キリスト教を伝える
	1558(永祿元)	島津貴久の命により、 給黎領主島津季久が姓を喜入に改める		
安土・桃山	1595(文祿4)	所替により肝付兼三、給黎・河辺郡の 宮・清水の領主となる 長禅寺跡に玉繁寺を加治木から喜入に移す	1576 1587	織田信長、安土城完成 豊臣秀吉、九州平定
			1599 1600	庄内の乱 関ヶ原の戦い
江戸	1613(元和2)	若宮大明神を溝辺より旧麓に移す	1603	徳川家康が征夷大將軍となり、 江戸幕府を開く
	1653(承応2)	肝付兼屋、居館を旧麓から琵琶山の南麓(現在の 喜入小学校)に移す	1615	一国一城令
	1658(明暦4)	溝辺、生見、飯屋崎と移った心慶寺を 旧麓居館跡に遷寺	1637	島原の乱(徳川家光)
	1675(延宝3)	玉繁寺の一字一石塚	1685	生類憐みの令(徳川綱吉)
	1692(元禄5)	旧麓北側の牧園に心慶寺遷寺	1716	享保の改革(徳川吉宗)
	1709(宝永6)	旧麓馬場入口に番所を設置	1754	木曾川治水工事着手
	1736(元文1)	旧麓、田の神建立	1841	天保の改革(水野忠邦)
	1747(延享4)	旧麓の給黎城跡を畑地として開墾	1863	薩英戦争
	1835(天保6)	肝付尚五郎兼才(後の小松帯刀清廉)生まれる	1867	大政奉還
	1867(慶応3)	心慶寺廃寺	1868	神仏分離令
明治	1869(明治2)	肝付氏領地を返還、玉繁寺廃寺	1877	西南戦争
大正	1919(大正8)	大正橋完成	1914	桜島大爆発
昭和				

参考文献:「喜入町郷土誌」、「日本史(山川出版社)」、「鹿児島県埋蔵文化財調査報告書(鹿児島県教育委員会)」、
「鹿児島県の中世城館跡(鹿児島県教育委員会)」

2. 喜入旧麓地区の景観特性

(1) 景観の主な特徴・魅力

喜入旧麓地区の景観特性として、次のことが挙げられます。

① 中世山城の一つであった給黎城の麓として形成された集落の武家門、水路、生垣、石塀など、当時の面影が感じられる沿道景観

鹿児島県では、領内各地の城砦において、半農半士の武士が有事に戦闘員となる役割を担い、区域の中心的城砦の麓に集落が形成されてきました。鹿児島県内には約100ヶ所の麓集落があったといわれていますが、12世紀から16世紀にかけて形成された麓集落の面影が今も残るこの地区のまちなみは、県内でも数少ない景観の一つといえます。



武家門

② 豊かな緑や水路を流れる清流、伝承が残る香梅ヶ淵などの潤いある自然景観

湧水を利用した水路が地区の中心を流れており、周辺の農業を支えているだけでなく、地区を特徴づける重要な景観資源となっています。また、地区の西には緑豊かな山城跡が残り、東には八幡川が流れるなど、自然とまちなみが調和した景観を有しています。

なお、地区内の水路を流れる清流や南方神社周辺の森林は“武家屋敷のたたずまいが残る空間”、“巨木が立ち並ぶ境内”として、「かごしま自然百選」に選ばれています。



八幡川上流

③ 六月灯や干支作りなど地区の伝統的な文化的景観

旧麓自治会では、活動が盛んに行われており、自治会内の集落の灯籠奉納を行う南方神社六月灯などの伝統行事や住民同士が協力して用水路などの地区内を清掃するなど、良好な景観形成が図られています。また、有志を中心として様々なアイデアを基に作られた干支のオブジェは、旧麓研修センターに毎年飾られ、訪れた人が誰でも見ることができるなど、魅力の一つとなっています。



南方神社六月灯

【参考】南方神社由来変遷

祭神	建御名方神・八坂刀売命（たけみなかたのかみ・やさかとめのみこと）
御神体	鎌（明治5年に棄失）
主な経過	文明 5年（1473年）蒲生宣清が「諏訪上下大明神」として建立 永禄 8年（1565年）喜入季久が再興 明治 5年（1872年）「南方神社」に改名 大正 7年（1918年）社殿を改築（木造） 昭和 40年（1965年）社殿を新築（コンクリート造）
祭典	年3回（春祭2月18日、夏祭7月10日、秋祭10月28日）

(2) 景観の主な課題

喜入旧麓地区における景観上の課題として、次のことが挙げられます。

- ① 通りから見る事ができる武家門、水路、生垣、石塀などの景観資源について、より効果的な活用策等を検討する必要があります。
- ② 将来的に地区内の歴史的雰囲気とそぐわない近代的な建築物等が建築されることにより、地区の特徴的な景観を阻害する要因になる恐れがあります。
- ③ 地区内に空き地や空き家が点在し、また地区外に当該地権者が居住していることで、管理が十分行われないなど、今後、景観に影響を与えることが懸念されます。
- ④ 地区内外に点在する景観資源を安全・快適に巡るルートの設定や案内情報、整備等が不十分な状況にあります。



干支作り



生垣



香梅ヶ淵

【参考】香梅ヶ淵（こべがぶち）の由来

八幡川の清流が淀んで成せる紺碧の淵がある。淵の地形は流れの中に大きな岩が突出して入江状になり、流れが少し上流に流れてから川下に流れている。

その昔、時の領主は春うららかなある日、家臣と香梅（こべ）、その他の侍女たちと花見の宴を催すことになった。淵の水は青く冷たく澄み、まわりの木々には小鳥が鳴き交わし老桜の花びらが淵を彩っている中で宴は始まった。領主の座前に銚子や料理を運ぶ給仕役であった香梅が領主の座前を退こうとしたその時、香梅の帯が擦れ合って、一種の異音を発した。かねてから美しく領主の寵愛を受けていた香梅のことを快く思っていなかった侍女達はこの異音を「おなら」であったといい、その不躰をささやき合った。

領主をはじめとした家臣たちもそれが「おなら」の音と間違え、領主の顔色が急変した。香梅はそれが「布ずれ」の音だとわかっていたが、言い訳もせず、身のおき場もないほど苦しんだ。

その時、家臣の一人が「この清流に盃を投げよ。盃が川下に流れれば、香梅の発した音は布ずれであり、潔白が証明されるだろう。」と叫んだ。淵の地形を知らない香梅は、これを天の助けと喜び、盃をとって神を信じつつ流れに投げた。ところが盃は上手の方へ流れたのであった。

これに香梅は失望し、あつという間に深い淵に身を投げてしまった。侍女たちは驚き、騒いだが、どうすることもできず、香梅は再び戻ることはなかった。人々はいつしか、この淵のことを「香梅ヶ淵」と呼ぶようになった。

出典「喜入町郷土誌」（要約）

3. 喜入旧麓地区景観計画策定の基本的な考え方

(1) 策定にあたっての視点

前項までの喜入旧麓地区の景観特性等を踏まえ、景観計画策定にあたって次の3つの視点を設定します。

- ① 地区の伝統文化を含め、歴史的な背景のある武家門、水路等と周辺の自然が一体となった景観資源の保全
- ② 歴史的雰囲気及び、豊かな自然と調和した景観形成の誘導、地区内の景観資源などの案内情報を適切に提供できる環境整備
- ③ 地区の特徴・魅力を著しく損なうような景観を阻害する要因発生の防止

(2) 策定方針

鹿児島市景観計画に定める届出対象行為・景観形成基準を基本に、前項の視点を踏まえ、喜入旧麓地区の景観特性を考慮した次の基準を取り入れることにより、市民、事業者、行政が一体となって良好な景観の保全と誘導を進めていきます。

建築物・工作物

- ① 周囲の自然や歴史的なまちなみと調和した建築物等の形態・意匠、色彩等の基準
- ② 景観資源の保全に配慮した工作物の基準

開発行為等

地区内の自然景観の保全を目的とした開発行為等の基準



第1章

景観計画の区域

ふれあい広場から南に延びる市道宮坂一倉線を軸として、概ね住宅が建ち並んでいる範囲を含み、南は地区を見渡すことができる肝付家歴代墓地まで、西は南方神社まで、東は伝承が残る香梅ヶ淵のある八幡川までの下図の範囲（約9.1ha）とします。

【景観計画区域】



※景観計画区域界線は、地籍図の筆界に基づく。

第2章

良好な景観の形成に関する方針

第1節 景観形成の目標

本計画の景観形成の目標を次のとおり定めます。

給黎城の麓としての面影が残る武家門、水路などと自然や伝統的文化が一体となったまちなみを後世に伝える景観づくりを進めます。

第2節 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえ、次のとおり、景観形成の基本方針を定めます。

1. 歴史資源や自然環境と調和する景観形成の誘導

建築等の行為において、高さを抑え、素材や配置を工夫するなど、周囲のまちなみにふさわしい形態・意匠、色彩等のルールを定めるとともに、給黎城跡などへの眺望を守り、歴史資源や周囲の自然環境と調和した景観形成を誘導します。

2. 武家門、水路、生垣、石塀の保全と活用

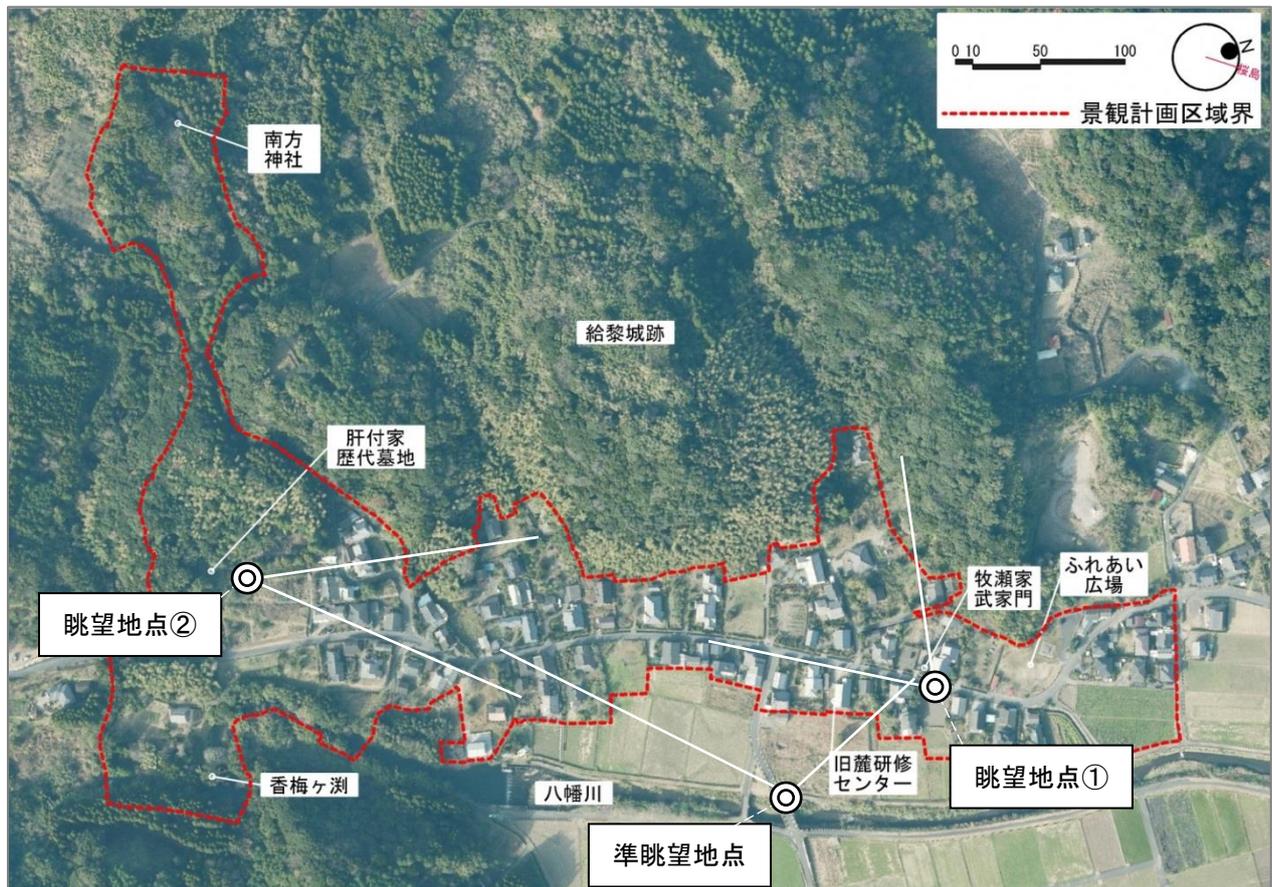
喜入旧麓地区を特徴づけている武家門、水路、生垣、石塀を可能な限り保全し、良好に維持管理するとともに、地域固有の景観づくりに活用します。

第3節 眺望地点の設置

1. 眺望地点等の位置と概要

ふれあい広場前の市道宮坂一倉線沿いからは、緑豊かな給黎城跡を背景に景観重要建造物第3号の牧瀬家武家門等の石垣や、その前の清流の水路などが眺められ、また、肝付家歴代墓地に至る坂の途中からは、北東方向に左右の山の間煙たなびく雄大な桜島を望むことができます。

地区の眺望景観を周知し、保全するために、これらの眺望地点を指定します。更に地区外になりますが、同様の考え方で給黎城跡を見渡すことができる準眺望地点を設定します。



2. 眺望地点における景観形成の考え方

喜入旧麓地区における開渠部分の水路と接している市道宮坂一倉線の区間（以下、この区間を「水路のある通り」という。）等の歴史資源のある沿道景観及び、肝付家歴代墓地からの素晴らしい桜島の眺望景観を望むことができる2つの地点を指定することで地区の景観を保全します。



- ・眺望地点①【北緯31度21分33秒4818、東経130度32分15秒8156、標高 5.5m】
- ・眺望地点②【北緯31度21分20秒6064、東経130度32分09秒1894、標高26.8m】

【参考】準眺望地点の考え方

地区外において、眺望地点の考え方に準じて「準眺望地点」を設定します。
給黎城（山城）跡などの自然環境を背景とした眺望が保全されるよう、区域内で行う
工作物等の建設に関して、眺望を阻害しないように配慮した整備が望まれます。



【北緯31度21分30秒3628、東経130度32分17秒3152、標高7.9m】

第1節 建築物の建築等、工作物の建設等

1. 届出対象

地域の景観に与える影響の大きい建築物、工作物を対象に、その新築（新設）、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

ただし、届出を行う必要のない建築物や工作物の建築等の行為においても、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

また、景観形成基準の定めのない工作物についても、本計画の主旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めるものとします。

(1) 届出対象建築物

延べ面積が10㎡を超えるもの

ただし、増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）のうち、次に該当するものは、届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の床面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の10分の1以下となるもの

(2) 届出対象工作物

① 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物）で高さが 1.5mを超えるものとします。

- ①煙突
- ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（テレビ受信用アンテナを除く）
- ③広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（注）
- ④高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤擁壁
- ⑥観光用のエレベーター、エスカレーターその他これらに類するもの
- ⑦ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕で原動機を使用するもの
- ⑩アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑪自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

（注）屋外広告物については、景観法等に基づく届出の必要はありませんが、基本的に屋外広告物条例等に基づく許可等の申請が必要です。

② 水路のある通り及び、香梅ヶ淵に至る里道との境界にある石塀、石垣、門等（以下「石垣や門等」という。）で高さが 1.5mを超えるものとします。

※高さ 1.5mを超える上記の工作物の増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）のうち、次に該当するものは対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	鉛直投影面積又は水平投影面積の10分の1以下となるもの
色彩の変更	

（注）滅失又はき損、倒壊等のおそれがある場合に、これらを防ぐために応急的に講じる措置についても対象外とします。

2. 景観形成基準

地区の美しい景観の保全と更なる良好な景観の形成を図るために、建築物及び工作物の景観形成基準を以下のとおりとします。ただし、歴史的建造物等で市が認めたものについてはこの限りではありません。

項目	景観形成基準
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ・建築物の最高の高さは10mを限度とする。 ・工作物の最高の高さは7.5mを限度とする。 <p>ただし、住戸等へ電力を供給するための電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱等で、法令等に定める最低の高さのものは、この限りではない。</p>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境やまちなみと調和し、地区の風土や歴史的な背景に基づいた和風建築を基本とした形態・意匠、素材の採用に努める。 ・建築物の屋根は、できる限り勾配屋根とし、外観が和風に見える屋根材、形状となるものを基本とする。 ・公共の場から見える位置の建具は、シルバーや鮮やかな色彩のものは避け、木製、カラーアルミ（木目調又はブラウン系）又はこれに類するものの採用に努める。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。 ・水路のある通りに接する敷地の建築物の壁面の位置は、建築物の2階以上の外壁又はこれに代わる柱の面から市道又は水路の境界線までの距離を2.5m以上確保するよう努める。
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段は建築物本体と調和を図るよう配慮する。 ・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。 ・室外機や高架水槽、ソーラーパネル等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、自然素材や緑化等により目隠しを行う。または、建築物と調和の取れた素材で覆うか調和のとれた色調とするなど景観を損なわないよう配慮する。
色彩 (建築物の 壁面、屋根)	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁はマンセル値により色相OR～5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下とする。 ・屋根はマンセル値よりすべての色相において明度5以下かつ彩度2以下とする。 <p>ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①アクセント色として着色される部分 (各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の10分の1まで) ②寺社仏閣建築物等で使われる朱色等、建築物の性格上やむを得ないと認められるもの ③表面に着色していない自然石、木材、土壁等の素材本来が持つ色彩 ④航空法その他の法令に基づき設置するもの ⑤市長が景観審議会の意見を聞き、次のいずれかに該当すると認めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・質の高いデザイン（色彩を含む）で地区のランドマークの役割となるなど、良好な景観を形成するもの ・植栽等で遮へいされている等により、景観を阻害しないものなど
色彩 (工作物)	<ul style="list-style-type: none"> ・マンセル値によりすべての色相において明度5以下かつ彩度2以下とする。 <p>(届出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、屋外広告物条例の基準を適用する。)</p> <p>ただし、前述の建築物の色彩基準における例外規定は、工作物の色彩基準においても準用する。</p>

第3章 良好な景観形成のための行為の制限

項目	景観形成基準
外構、石垣や門等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、周辺の自然環境やまちなみと調和するよう配慮する。 ・ 道路や水路など公共の場に接する場所には、できる限り石垣や門等の設置に努め、周囲の石垣と調和する質感の石材を使用するか、生垣とし、周辺と面の位置や高さを揃えることで周辺との連続性及びまちなみとの調和に配慮する。 ・ 既存の石垣や門等について、増設や修繕等を行う場合は、できる限り既存と同等の素材の使用に努め、従前との一体性、周辺との連続性及びまちなみとの調和を図る。 ・ 水路のある通りに接する敷地においては、駐車場等の敷地への乗り入れ部分を最小限必要な幅とするなど、可能な限り開渠の部分を将来に残せるよう配慮する。
附属建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーポートなどの附属建築物等が道路・公共の場から見える場合は、母屋と調和したものとす。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所ではできる限り緑化に努める。 ・ 既存の生垣については、維持・保全に努めるとともに、やむを得ず撤去する場合は、周辺のまちなみと調和した石垣・石垣の設置や木材などの自然素材を活用するよう努める。
夜間の特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺住民の生活環境への影響を考慮し、また自然景観に配慮したものとす。 ・ 法令等に基づいて設置されるものを除き、回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものは使用しない。
解体・除却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に石垣や門等が現存する建築物を解体する場合には、安全性に配慮した上で、できる限り、石垣や門等を保存するとともに、解体後の敷地が周辺の景観を著しく損なわないよう必要に応じて植栽を行うなど適切な維持管理に努める。 ・ 道路など公共の場に接する場所に現存する石垣や門等をやむを得ず除却する場合には、植栽を行う等の修景に努める。 ・ 解体や除却後の敷地については、植栽や定期的な除草を行うなど、適切な維持・管理に努める。

第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更

1. 届出対象

面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超える法面を生じるもの
ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

2. 景観形成基準

- ・大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とするとともに、現状の地形を最大限生かす工夫を行う。
- ・行為の範囲内に現存する石垣や門等については、やむを得ない場合を除き、保全し活用を図ることを基本とする。
- ・行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法（植栽等）を工夫する。
- ・法面は緑化又は石積などにより周辺の自然環境及び景観との調和に配慮する。
- ・景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。
- ・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及び、まちなみとの調和に配慮する。
- ・敷地にある良好な樹木をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。

第3節 屋外での土石等の堆積

1. 届出対象

堆積期間が6ヶ月を超え、かつその面積が500㎡又は高さが5mを超えるもの
ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

2. 景観形成基準

- ・堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。
- ・道路などの公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。
- ・整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

第4節 木竹の伐採・植栽

1. 届出対象

木竹の伐採、植栽いずれにおいても、面積が1,000㎡を超えるもの
ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

2. 景観形成基準

- 道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合はこれに代わる植栽を行う。
- 大規模な木竹の伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、遠方からの眺望に配慮し道路など公共の場からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。
- 伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。
- 地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。

第1節 景観重要建造物

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する建造物（建築物及び工作物）を景観形成上重要な建造物として指定することができます。

ただし、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。

指定基準

- ① 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ② 歴史的、生活文化的、または建築的な価値が高いと認められること
- ③ 地域に親しまれ、愛されていること

※景観重要建造物として指定した場合は、市の支援制度等も活用しながら、その保全を図っていきます。

【参考】

指定番号第3号

「牧瀬家武家門と石塀」

指定年月日

平成22年4月20日

所在地

喜入町7962

この門と石塀は、1595年から肝付氏の居城となっていた給黎城の麓（現在は旧麓とよばれている）として、政治の中心的な役割を果たしていた地域にある。

今も往時を偲ばせ、歴史的雰囲気を感じさせる石塀が連なり、湧水水路もあるこの地域に唯一残った武家門であり、その中において存在感を示している。良好な景観形成に重要なものと認められる。



第2節 景観重要樹木

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定することができます。

ただし、市指定の保存樹・保存樹林、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。

指定基準

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、生活文化的な価値が高いと認められること
- ④ 地域に親しまれ、愛されていること

※景観重要樹木として指定した場合は、市の支援制度等も活用しながら、その保全を図っていきます。



屋外広告物の制限

屋外広告物は、建築物等と並んで景観の重要な構成要素のひとつであり、まちを訪れる人々を適切に案内・誘導し、また様々な情報を提供するなど、生活や経済活動に欠かせないものです。

しかしながら、無秩序・大量に設置されると良好な景観を阻害することになり、適切に設置・管理されなければ、倒壊や道路交通の安全の阻害などにより、危害を及ぼす可能性もあります。

本市では、平成8年の中核市移行と同時に鹿児島市屋外広告物条例(以下「屋外広告物条例」という。)を制定し、屋外広告物行政を展開しています。

1. 屋外広告物条例に基づく景観形成

本計画策定時点の屋外広告物条例において、喜入旧麓地区は「第1種制限地域」に該当しています。現行の規制の基準では、地区の良好な景観や自然風致を損ねる屋外広告物が設置される可能性があります。

そこで、地区の一体的な景観形成に配慮し、屋外広告物についても、本計画と連携し、まちなみや自然景観に配慮するよう規制誘導を進めていく必要があります。

2. 屋外広告物行政の基本方針

(1) 屋外広告物の規制誘導を進めるための許可基準等の設定

本計画区域において、屋外広告物条例に基づき、地区のまちなみや歴史景観等に配慮した屋外広告物の許可基準等を導入し、積極的な規制誘導を進めていきます。

(2) 違反広告物への対応

基準に違反する広告物や、許可を得ていない広告物については、指導等による改善を促すとともに、市民や事業者と一体になって簡易除却等に取り組み、喜入旧麓地区の良好な景観の保全に努めます。

1. 景観重要公共施設の指定

(1) 景観重要公共施設の指定の考え方

道路や河川などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、住民や事業者に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な責務もあります。行政が景観に配慮した公共施設整備を行うことで、地区の景観を向上させるとともに、住民の景観に関する意識の高揚を図っていくことにつながります。

そこで、特定公共施設（景観法第8条第2項第4号ロ）のうち、本計画の区域内において景観の骨格となり、景観形成上重要な役割を果たすものについて、景観重要公共施設に指定し、良好な景観の形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めます。

今後、指定された景観重要公共施設において必要な整備等を実施する場合には、これらの基準等を踏まえ、景観に配慮するとともに、既存の施設を含めた良好な維持管理を行うことによって、さらに魅力的な景観形成を推進することとします。

また、指定されていない特定公共施設はもとより、特定公共施設以外の公共施設（市道宮坂一倉線沿いの水路など）についても、本計画の趣旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めるものとします。

(2) 景観重要公共施設の一覧

種別・名称	位置・範囲（起点～終点）	施設管理者
道路法による道路		
① 市道宮坂一倉線	喜入町 7547 番 1 先 ～ 喜入町 9155 番 3 先 ※区域内の全区間	鹿児島市
河川法による河川		
② 八幡川	喜入町 9154 番先 ～ 喜入町 9142 番 2 先 ※区域内の全区間	鹿児島県

【位置図】



① 市道宮坂一倉線



② 八幡川



2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 道 路

①概 要

ア 市道宮坂一倉線

地区を南北に縦断している市道宮坂一倉線は、県道知覧喜入線と観光農業公園（グリーンファーム）などがある喜入一倉町を結ぶ主要な道路です。特に本区域内では、沿道に武家門や石塀、生垣、湧水等を利用した水路、石橋があり、本地区の景観を特徴づける最も重要な道路です。

②整備に関する方針

- 道路の構造や仕上げは、利用者の安全性と快適性を確保しつつ、周辺の歴史的なまちなみとの調和に配慮したものとします。
- 道路附属物の整備を行う場合は、周辺の歴史的なまちなみとの調和に配慮することとします。
- 擁壁の整備については、周辺の歴史的なまちなみや自然環境と調和した工法、素材の使用等に努めることとします。

③整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施 設	整 備 基 準
舗装	
道路附属物 <ul style="list-style-type: none"> • 防護柵 • 道路照明灯 • 道路標識 • 道路反射鏡等 	<ul style="list-style-type: none"> • 高さは、第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。 • 周辺の歴史的なまちなみと調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 • 光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 • 表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、YR、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> • 水路の擁壁については、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた工法を使用するなど、石塀などとの調和に配慮する。

(2) 河川

①概要

ア 八幡川（二級河川）

八幡川は、地区の東側を南北に流れており、本区域内には、伝承の残る香梅ヶ淵（こべがぶち）など、潤いと趣きのある自然景観が残されている。香梅ヶ淵は、清流が淀んで成せる紺碧の淵であり、淵の地形は流れの中に大きな岩が突出して入江状になり、流れが少し上流に流れてから川下に流れているなど、伝承に沿った独自の景観となっている。

②整備に関する方針

- ・整備にあたっては、必要な機能や安全性・防災性を確保しつつ、生態系の保全に努め、周辺の自然景観との調和に配慮したものとします。
- ・歴史的雰囲気を作り出してきた護岸の石積等は、治水計画上支障のない範囲で保全・活用に努め、整備が必要となる場合においては、周辺の自然景観と調和した工法、素材の使用等に努めることとします。
- ・河川附属物の整備を行う場合は、周辺の自然景観との調和に配慮することとします。

③整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設	整備基準
護岸等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の素材の保全・活用に努める。現状の素材の使用が困難な場合においては、素材や構造等について周辺の自然環境との調和に配慮する。
河川附属物等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは、第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。 ・周辺の自然環境と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 ・光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 ・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、YR、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。

3. 景観重要公共施設における占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した道路、河川における占用等の許可の基準について、良好な景観の形成を図るため、次のとおり定めます。

(1) 本基準の対象となる工作物等

次の工作物等で1年以上設置される見込みのもの。

- ①道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可を要する工作物、物件又は施設のうち、地表に現れるもの
- ②河川法第24条又は第26条第1項の規定による許可を要する行為のうち、地表又は水面（断面内）に現れるもの

(2) 良好な景観形成のための占用の許可の基準

道路法第32条第1項又は第3項、河川法第24条又は第26条第1項の許可基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

工作物、物件 又は施設 (建築物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さは、第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。 ・ 周辺の歴史的なまちなみや自然景観と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 ・ 光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 ・ 表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、YR、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。ただし、可能な範囲内で目立たない素材や色彩の覆い等により周辺の景観との調和が図られていると認められる場合はこの限りでない。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。

喜入旧麓地区景観計画

施行：平成 30 年 3 月 1 日

発行：平成 30 年 2 月

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市景観課

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号

TEL 099-216-1425

<http://www.city.kagoshima.lg.jp>